

徳島県告示第百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
徳島県万代庁舎で使用する電気  
調達期間における予定使用電力量の合計 三、五一九、六〇〇キロワットアワー  
契約電力 一、六〇〇キロワット
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県経営戦略部管財課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和五年三月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
四国電力株式会社  
香川県高松市丸の内二番五号
- 五 契約金額
  - 1 基本料金（一キロワット当たり）  
千六百六十五円八銭
  - 2 電力量料金（一キロワットアワー当たり）
    - (一) 七月から九月まで 二十八円七十三銭
    - (二) (一)以外の月 二十七円五十五銭
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号